

食品用手袋の輸入をお考えの方へ

食品用の手袋を輸入する際は、食品衛生法に適合している必要があります。また、検疫所に食品等輸入届出書を提出して、輸入許可となった貨物でないと、食品用として販売することはできません。

なお、食品用途以外で輸入をした貨物について、食品用に転用することができるかどうかは、食品衛生法の規格試験に合格すればよいというものではありませんので、最寄りの保健所にご相談をお願いいたします。

食品衛生法の検査を実施するにあたって、下記留意点を事前にご確認ください。

○食品衛生法では材質毎に規格が定められております。 以下のいずれの材質を使用しているかご確認下さい。

①ゴム製

ゴムの種類をお教え下さい。(ニトリルゴム、シリコーンゴムなど)

一般的なニトリルゴムであれば、料金等は下記の通りです。

試験条件:使用時温度100℃以下,接触する食品の種類を特定しない場合

試験料金:33,000円+手数料(3,000円~)+消費税(手数料は、ご依頼方法によって異なります)

必要数:20 枚程度 試験期間:約2週間

②合成樹脂製

合成樹脂の種類をお教え下さい。

例えば、PE(ポリエチレン)製であれば、料金等は下記の通りです。

試験条件:使用時温度100℃以下,接触する食品の種類を特定しない場合

試験料金:36,000円+手数料(3,000円~)+消費税(手数料は、ご依頼方法によって異なります)

必要数:20 枚程度 試験期間:約2週間

③熱可塑性エラストマー(TPE)製

具体的な材質構成をお教えください。

熱可塑性エラストマーとはゴム状の弾性を持ち、ハードセグメント(樹脂成分)とソフトセグメント(弾性成分)が混合された重合体です。樹脂成分によりスチレン系(SBS,SEBS等)、オレフィン系(TPO)、塩化ビニル系(TPVC)などがございます



ソフトセグメントにゴムが使用されており、その含量が50%以上の場合がゴムの規格、樹脂成分の総量が50%以上の場合は合成樹脂の規格を実施する事となります。

該当規格選定のため、構成成分の種類及び含有量%の確認、又は主成分(50%以上)の物質が何かをお知らせ願います

なお、TPE については含有成分及び含有量、また使用条件によって蒸発残留物等、結果が規格値を超 えることも懸念されるため、材質情報をご確認いただいた上、触れる食品の種類、温度条件など慎重に 選択頂く様お願い致します。

- ○色違いの製品がある場合、器具・容器包装の規格試験においては**色毎に検査が必要**です。 輸入予定の製品の色を全てお教え下さい。
- ○複数サイズがある場合, **同一の製造所で製造されたもので, 同一材質, 同一色**のものについては, それを証明する書類があれば, 1つのサイズを代表として検査が可能です。

サイズ展開の有無、サイズ展開がある場合は同材質証明書の入手可否をお教え下さい。

ご依頼の方法については、 先行サンプル検査がお勧めです。

詳細については、私どものホームページ 輸入検査 A.先行サンプル検査をご覧ください。

以上